

## 令和4年度 芝原小学校 PTA 総会資料

審 議 日 :令和4年5月19日(木)

提 出 期 間 :令和4年5月12日(木)~19日(木)

各議案についてよくお読みになり、配布した書面表決書にて御回答くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- |                           |            |         |
|---------------------------|------------|---------|
| ・第一号議案                    | 活動報告・決算報告  | P1~P6   |
| ・第二号議案                    | 令和4年度役員(案) | P7      |
| ・第三号議案                    | 活動計画・予算(案) | P8~P12  |
| ・芝原小学校 PTA 会則             |            | P13~P14 |
| ・芝原小学校 PTA 細則             |            | P15     |
| ・さいたま市立芝原小学校 PTA 個人情報取扱規則 |            | P16     |
| ・PTA 活動総合補償制度ご加入のご案内      |            | P17~P18 |

## 令和3年度 活動報告

### 《 全体活動 》

PTA総会 5/20  
新旧合同運営委員会 4/27

### 《 本部 》

新旧合同運営委員会 5/12  
運営委員会 5/12、7/9、9/29、1/12、3/9、3/16  
運動会駐輪場整備 10/2  
会計監査 10/29、3/30  
ベルマークプリンターカートリッジ回収 11/29、12/3、12/6  
ベルマークプリンターカートリッジ仕分け作業 12/16  
新入学説明会及び祝い品準備 1/27  
芝原小学校卒業式 3/23  
芝原小学校入学式 4/8  
役員決め立ち合い 4/14、4/15、4/18  
新旧合同運営委員会 4/27

### 《 対外活動 》

スポーツ推進委員会会議 6/6  
緑区連合会総会 6/11  
育成会運営委員会 6/15  
さいたま市PTA評議会総会 6/19  
スポーツ推進委員定例会 6/20  
育成会パトロール 7/21～8/25  
放課後巡回パトロール 11/1～3/24  
育成会会議 11/8  
さいたま市PTA協議会緑区連合会副会長交流会 11/12(オンライン)  
緑区PTA連合会第3回会長会 11/26  
第2回学校評議員会学校関係者評価委員会兼第2回学校運営協議会準備委員会 12/14

### 《 交通安全保護者の会 》

緑支部学校代表者会議(書面開催) 6/21、3/8  
緑支部学校代表者会議 10/12

### 《 学年委員会 》

新型コロナウイルス感染症の影響により活動なし

### 《 文化広報委員会 》

新型コロナウイルス感染症の影響により活動なし

### 《 保健厚生委員会 》

新型コロナウイルス感染症の影響により活動なし

### 《 地区委員会 》

放課後巡回パトロール 4月～7月  
新旧合同地区委員会(LINE) 3月

令和3年度芝原小PTA

決算書

一般会計

収入の部

(単位:円)

項目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備考	
会費	会費	651,600	740,300	88,700	100×12ヶ月×(家庭数+教職員数)
	雑収入	0	0	0	
	利息	5	1	△4	預金利子
	繰越金	194,379	194,379	0	前年度繰越金
繰入金	0	200,000	200,000	環境整備基金より	
合計	845,984	1,134,680	288,696		

支出の部

項目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備考	
運営費	会議費	0	0	0	
	消耗品費	40,000	11,290	△28,710	印刷用品、紙、文具
	備品費	60,000	161,191	101,191	防犯パネル(令和2年度分と3年度分)・ネームプレート
	交通通信費	5,000	324	△4,676	ベルマーク送料代、FAX代
	渉外費	20,000	0	△20,000	校外活動費 *
	研修費	0	0	0	
	保険費	90,000	76,065	△13,935	PTA活動総合補償制度加入金*
活動費	学年委員会費	0	0	0	
	地区委員会費	50,000	18,000	△32,000	お礼代
	文化広報委員会費	0	0	0	
	保健厚生委員会費	0	0	0	
	本部活動費	100,000	16,668	△83,332	PTA主催行事、文房具代、お礼等
記念品費	記念品費	160,000	64,000	△96,000	卒業(@462×144-値引き)
負担金	負担金	50,000	38,730	△11,270	緑区連合会会費、育成会賛助会費 *
積立金	周年行事	200,000	200,000	0	周年行事特別積立金へ繰り入れ
	環境整備基金	0	0	0	環境整備基金へ繰り入れ
	事務用品購入	0	0	0	事務用品購入特別積立金へ繰り入れ
予備費	予備費	70,984	17,710	△53,274	振込手数料
特別準備費	0	0	0		
合計	845,984	603,978	△242,006		

\*...振込み手数料

残高の部 1,134,680 - 603,978 = 530,702円 (次年度に繰り越し)

上記の通り報告いたします。

令和4年3月30日

さいたま市立芝原小学校PTA

会長代理

山崎 翔一



関係帳票を監査の結果、適正であることを認めます。

令和4年3月30日

会計監査

北川沙矢

栗原 真紀



# 令和3年度芝原小PTA 決算書

## 特別会計

### (1) 周年行事特別積立金

#### 収入の部

(単位:円)

項 目		R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考
積立金	繰越金	2,027,820	2,027,820	0	
	積立金	200,000	200,000	0	一般会計より
	利息	160	40	△ 120	
合 計		2,227,980	2,227,860	△ 120	

#### 支出の部

項 目		R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考
積立金	繰出金	0	0	0	
合 計		0	0	0	

#### 残高の部

令和3年度末積み立て残高                      2,227,860 円      (次年度に繰り越し)

### (2) 環境整備基金

#### 収入の部

(単位:円)

項 目		R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考
繰越金	繰越金	1,224,800	1,224,800	0	
積立金	環境整備基金	0	0	0	
	利息	13	10	△ 3	
合 計		1,224,813	1,224,810	△ 3	

#### 支出の部

項 目		R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考
活動費	備品等購入	0	22,390	22,390	枝切バサミ3,990円・脚立18,400円
	児童活動金	0	0	0	
予備費	予備費	0	0	0	
積立金	繰出金	1,224,813	200,000	△ 1,024,813	一般会計へ
合 計		1,224,813	222,390	△ 1,002,423	

#### 残高の部

令和3年度末環境整備基金残高

$1,224,810 - 222,390 = 1,002,420$ 円      (次年度に繰り越し)

(3) 事務用品購入特別積立金

収入の部

(単位:円)

項 目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考	
積立金	繰越金	150,056	150,056	0	
	積立金	0	0	0	一般会計より
	利 息	15	3	-12	
合 計	150,071	150,059	△ 12		

支出の部

項 目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	備 考	
積立金	繰出金	0	0	0	
合 計	0	0	0		


残高の部

令和3年度末積み立て残高 150,059 円 (次年度に繰り越し)

上記の通り報告いたします。

令和4年3月30日



さいたま市立芝原小学校PTA  
会長代理

山崎 翔 

関係帳票を監査の結果、適正であることを認めます。

令和4年3月30日

会計監査

北川 沙矢加   
栗原 真紀 

# 令和3年度 教育振興費決算書

## 1 歳入の部

項目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	摘要
教育振興費	447,000	432,550	△ 14,450	
雑収入	0	1	1	利息等
繰越金	194,036	194,036	0	
合計	641,036	626,587	△ 14,449	

## 2 歳出の部

項目	R3年度予算額	R3年度決算額	比較(△:減)	摘要	
需用費	需用費	100,000	15,068	△ 84,932	各種消耗品、会議費等
	通信運搬費	4,000	0	△ 4,000	
教育振興費	児童活動費	150,000	86,773	△ 63,227	賞状揮毫等
	学校行事費	140,000	72,718	△ 67,282	入学式・卒業式、ボランティア保険等
	環境整備費	140,000	218,115	78,115	緑化、修繕、図書館揭示関係
	就学援助費	5,000	428	△ 4,572	
教育研究費	50,000	1,760	△ 48,240	参考図書等	
雑費	5,000	0	△ 5,000		
繰出金	0	0	0		
予備費	47,036	54,260	7,224	次年度準備金等	
合計	641,036	449,122	△ 191,914		

## 3 残高の部

626,587                      -                      449,122                      =                      177,465

残金74,815円は、次年度へ繰り越しさせていただきます。

上記の通り報告いたします。

令和4年3月30日


学校名                      さいたま市立芝原小学校

校 長                      吉 岡 貴 和


監査の結果上記の通り相違ないことを認めます。

令和4年3月30日

芝原小学校PTA会計監査

佐野 瑠美 

芝原小学校PTA会計監査

山本 由香 

# 令和3年度学校給食会計決算書

歳入総額	<u>37,206,436</u>	円
歳出総額	<u>37,013,262</u>	円
差引残高	<u>193,174</u>	円

## 内 訳

### 1. 歳入の部

科 目	歳 入 決 算 額	付 記
前年度繰越金	194,020 円	
児童・教職員等給食費	37,501,433 円	
保存食代	96,360 円	
雑収入	62,980 円	来客、廃油等
児童・教職員返還金	△ 648,357 円	転出児童等
合 計	37,206,436 円	

### 2. 歳出の部

科 目	歳 出 決 算 額	付 記
主食代	6,447,219 円	包装代を含む
牛乳代	7,248,390 円	
食材料費	23,317,653 円	
その他	0 円	
合 計	37,013,262 円	

上記の通り報告いたします。

令和4年3月30日

学校名 さいたま市立 芝原小学校

校長 吉岡 貴和



監査の結果上記の通り相違ないことを認めます。

令和4年3月30日

芝原小学校PTA会計監査氏名 佐藤 瑠美

芝原小学校PTA会計監査氏名 奥山 麻美



### 令和4年度 芝原小学校PTA本部役員(案)

会長	綱島 健	
副会長	田島 玲子(学校)	坂口 美芳(学校)
	中野 尚武(育成)	猪鹿野 みづき(育成)
	山口 美保(教頭)	
渉外	青野 郁恵	西本 里菜
書記	山越 順子	清尾 はる香
	釜谷 瑠那	
会計	塚越 菜摘	鈴木 悦子
	清水 隆司 (教務主任)	

### 令和4年度運営委員

学年代表	1学年	永田 真菜美	2学年	宮池 唯
	3学年	鏡 理恵	4学年	齋藤 弥生
	5学年	川村 知世	6学年	加藤 香奈
保健厚生委員会	石川 弘子・西村 麻子・佐藤 理香			
文化広報委員会	本間 康子・植田 岬・加藤 由香利			
地区委員代表	渡辺 久美・宇佐見 雪枝・杉本 純子			

### 令和4年度 各委員

会計監査	土田 睦・関 雅美	
交通安全保護者の会	大澤 未歩・郡山 恵美	
地域連合協議会(理事)	綱島 健・田島 玲子	
青少年育成三室地区会	常任委員	綱島 健・中野 尚武・猪鹿野 みづき
	育成事業委員	関口 怜奈・黒川 涼子・明渡 聖美
	補導委員	中澤 富予・大脇 智恵・吉田 規代
	環境委員	関根 里美・倉橋 里江・会田 美琴
	広報委員	松橋 ゆき子・小林 真依子
三室公民館	運営協議委員	綱島 健

### 令和4年度 委員会担当先生

学年委員会	1学年	日高 ゆかり	2学年	佐藤 三喜
	3学年	渡辺 淳子	4学年	松川 弘子
	5学年	浦野 有希子	6学年	中村 智美
地区委員会	武久 麻美・高田 直也			
文化広報委員会	瀧口 雅子・永平 真子			
保健厚生委員会	岸 成美・堀井 寛子			



令和4年度 芝原小学校PTA本部役員(案)

会長	綱島 健	
副会長	田島 玲子(学校)	坂口 美芳(学校)
	中野 尚武(育成)	猪鹿野 みづき(育成)
	山口 美保(教頭)	
渉外	青野 郁恵	西本 里菜
書記	山越 順子	清尾 はる香
	釜谷 瑠那	
会計	塚越 菜摘	鈴木 悦子
	清水 則仁 (教務主任)	

令和4年度運営委員

学年代表	1学年	永田 真菜美	2学年	宮池 唯
	3学年	鏡 理恵	4学年	齋藤 弥生
	5学年	川村 知世	6学年	加藤 香奈
保健厚生委員会	石川 弘子・西村 麻子・佐藤 理香			
文化広報委員会	本間 康子・植田 岬・加藤 由香利			
地区委員代表	渡辺 久美・宇佐見 雪枝・杉本 純子			

令和4年度 各委員

会計監査	土田 陸・関 雅美	
交通安全保護者の会	大澤 未歩・郡山 恵美	
地域連合協議会(理事)	綱島 健・田島 玲子	
青少年育成三室地区会	常任委員	綱島 健・中野 尚武・猪鹿野 みづき
	育成事業委員	関口 怜奈・黒川 涼子・明渡 聖美
	補導委員	中澤 富子・大脇 智恵・吉田 規代
	環境委員	関根 里美・倉橋 里江・会田 美琴
	広報委員	松橋 ゆき子・小林 真依子
三室公民館	運営協議委員	綱島 健

令和4年度 委員会担当先生

学年委員会	1学年	日高 ゆかり	2学年	佐藤 三喜
	3学年	渡辺 淳子	4学年	松川 弘子
	5学年	浦野 有希子	6学年	中村 智美
地区委員会	武久 麻美・高田 直也			
文化広報委員会	瀧口 雅子・永平 真子			
保健厚生委員会	岸 成美・堀井 寛子			

# 第三号議案

## 令和4年度 活動計画(案)

### 《本部》

- ・チャレンジスクール実行委員会
- ・学校評議会 評価委員会
- ・PTAだより発行
- ・学校安全ネットワーク協議会
- ・学校保健委員会
- ・運動会係説明会
- ・学校給食試食会(未定)
- ・子どもの通学安全検討会
- ・草むしり 企画、準備(未定)
- ・運動会お父さんボランティア募集(未定)
- ・スクールサポートネットワーク協議会
- ・会計監査
- ・本部役員事前立候補 相談会
- ・新入学説明会及び祝い品準備
- ・新旧合同地区委員会
- ・芝原小学校卒業式、入学式
- ・新年度役員決め 経歴書チェック
- ・委員会決め立ち会い
- ・総会資料作成、打ち合わせ
- ・新旧本部役員引継ぎ
- ・プリンターカートリッジ 回収

### 《対外活動》

- ・青少年育成三室地区会 運営委員会
- ・さいたま市PTA協議会 新役員研修会
- ・緑区PTA連合会 新旧理事会
- ・青少年団体との定例連絡会
- ・緑区PTA連合会 定例総会、懇親会
- ・さいたま市PTA協議会 定期総会、懇談会
- ・青少年育成三室地区会 全体委員会総会
- ・青少年育成三室地区会 交流会
- ・緑区PTA連合会 会長会
- ・さいたま市PTA協議会 役員セミナー
- ・青少年育成三室地区会 野外映画お手伝い
- ・青少年育成三室地区会 夏休み巡回パトロール
- ・青少年育成三室地区会 クリーン運動準備、参加
- ・いじめシンポジウム
- ・ふれあい祭り 実行委員会
- ・三室中学校 体育祭
- ・緑区PTA連合会 副会長会
- ・日本PTA関東ブロック 研究大会
- ・三室ふれあい祭り お手伝い
- ・みむろっ子祭り お手伝い
- ・青少年育成三室地区会 パトロール
- ・PTA活動総合補償制度説明会
- ・緑区連合会 会長、校長合同研修会、懇親会
- ・緑区地域安全講演会
- ・三室ウォークラリー 事前説明会、お手伝い
- ・三室中学校 卒業式

### 《全体活動》

- ・新旧合同委員会
- ・PTA総会
- ・運営委員会(年6回)
- ・草むしり(未定)
- ・青少年育成三室地区会 関連事業 お手伝い
- ・運動会 お手伝い

### 《学年委員会》

- ・委員会 開催
- ・ウェブベルマーク登録呼びかけ
- ・懇談会での連絡事項伝達・役員決め司会
- ・運動会PTA競技参加者決め(未定)

### 《交通安全保護者の会》

- ・芝原小「子ども自転車運転免許」講習
- ・交通安全保護者の会 緑支部学校代表者会議

### 《文化広報委員会》

- ・委員会 開催
- ・取材、編集
- ・「かがやき」発行(未定)

### 《保健厚生委員会》

- ・委員会 開催
- ・学校保健委員会
- ・夏休み野外映画会打ち合わせ お手伝い
- ・みむろっ子祭り打ち合わせ お手伝い
- ・三室ウォークラリー お手伝い

### 《地区委員会》

- ・4~5月地区委員パトロール当番案内作成
- ・新通学班名簿作成、回収 学校へ提出
- ・委員会 開催
- ・「通学路に関するアンケート」調査 報告書配布
- ・学校安全ネットワーク協議会
- ・青少年育成三室地区会
- ・育成会巡回パトロール
- ・子どもの通学安全検討会開催 報告書配布
- ・PTA通学路看板 点検、発注、設置
- ・スクールサポートネットワーク推進協議会
- ・新年度通学班編成、名簿作成
- ・新旧合同地区委員会

等

等

等

等

等

等

配布、実施

等

等

※新型コロナウイルスの感染状況及び学校側、地域側による変更の可能性もあります。

令和4年度芝原小PTA

予算書(案)

一般会計

令和4年5月11日

収入の部

(単位:円)

項目	3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備考	
会費	会費	651,600	1,430,400	778,800	200×12ヶ月×(家庭数551+教職員数45)
	利息	5	1	△4	預金利子(昨年実績を計上)
	繰越金	194,379	530,702	336,323	前年度繰越金
事務用品積立金戻入金	0	0	0		
繰入金	0	0	0		
合計	845,984	1,961,103	1,115,119		

支出の部

項目	3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備考	
運営費	会議費	0	0	0	お茶代
	消耗品費	40,000	100,000	60,000	印刷用品、紙代、文具代等
	備品費	60,000	100,000	40,000	防犯プレート・ネームタグ等
	交通通信費	5,000	10,000	5,000	対外活動交通費・FAX代
	渉外費	20,000	60,000	40,000	香典・祝い金・校外活動費
	研修費	0	5,000	5,000	文化講演会等
	保険費	90,000	60,000	△30,000	PTA活動総合補償制度加入金・PTA個人情報保険
	振込手数料	0	30,000	30,000	会費振替手数料
活動費	学年委員会費	0	5,000	5,000	文房具代
	地区委員会費	50,000	50,000	0	標語看板・お礼・プリント代等
	文化広報委員会費	0	300,000	300,000	印刷代、写真プリント代、郵送料等
	保健厚生委員会費	0	5,000	5,000	給食試食会会費・プリント代等
	本部活動費	100,000	100,000	0	PTA主催行事・お礼等
記念品費	記念品費	160,000	100,000	△60,000	卒業・入学記念品費
負担金	負担金	50,000	50,000	0	緑区連合会会費、育成会賛助会費
積立金	周年行事	200,000	250,000	50,000	周年行事特別積立金へ繰り入れ
	環境整備基金	0	100,000	100,000	環境整備基金へ繰り入れ
	事務用品購入	0	50,000	50,000	事務用品購入特別積立金へ繰り入れ
予備費	予備費	70,984	586,103	515,119	
合計	845,984	1,961,103	1,115,119		

但し、予算内流用を認める

# 令和4年度芝原小PTA 予算書(案)

## 特別会計

令和4年5月11日

### (1) 周年行事特別積立金

#### 収入の部

(単位:円)

項 目		3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考
積立金	繰越金	2,027,820	2,227,860	200,040	
	積立金	200,000	250,000	50,000	一般会計より
	利 息	160	40	△ 120	預金利息(昨年実績を計上)
合 計		2,227,980	2,477,900	249,920	

#### 支出の部

項 目		3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考
積立金	繰出金	0	83,600	83,600	40周年ハルーンリリース・航空写真用送料代
合 計		0	83,600	83,600	

#### 残高の部

令和4年度積み立て残高                      2,394,300 円      (次年度に繰り越し)

### (2) 環境整備基金

#### 収入の部

(単位:円)

項 目		3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考
繰越金	繰越金	1,224,800	1,002,420	△ 222,380	
積立金	環境整備基金	0	100,000	100,000	一般会計より
	利 息	13	10	△ 3	預金利息(昨年実績を計上)
合 計		1,224,813	1,102,430	△ 122,383	

#### 支出の部

項 目		3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考
活動費	備品等購入	0	0	0	
	児童活動金	0	0	0	
予備費	予備費	1,224,813	1,102,430	△ 122,383	
合 計		1,224,813	1,102,430	△ 122,383	

#### 残高の部

令和4年度使用可能基金残高                      1,102,430 円      (次年度に繰り越し)

(3) 事務用品購入特別積立金

収入の部

(単位:円)

項 目	3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考	
積立金	繰越金	150,056	150,059	3	
	積立金	0	50,000	50,000	一般会計より
	利 息	15	3	△ 12	預金利息(昨年実績を計上)
合 計	150,071	200,062	49,991		

支出の部

項 目	3年度予算額	4年度予算額	比較(△:減)	備 考	
積立金	繰出金	0	0	0	
合 計	0	0	0		

残高の部

令和4年度積み立て残高

200,062 円 (次年度に繰り越し)

# 令和4年度 教育振興費予算書(案)

令和4年5月11日

## 1 歳入の部

(単位:円)

項目	R3年度予算額	R4年度予算額	比較(△:減)	摘要
教育振興費	447,000	420,000	△ 27,000	50円×700人×12カ月
雑収入	0	0	0	利息等
繰越金	194,036	177,465	△ 16,571	
合計	641,036	597,465	△ 43,571	

## 2 歳出の部

項目	R3年度予算額	R4年度予算額	比較(△:減)	摘要	
需用費	需用費	100,000	100,000	0	各種消耗品、会議費等
	通信運搬費	4,000	3,000	△ 1,000	郵送料
教育振興費	児童活動費	150,000	130,000	△ 20,000	学校ファーム等、賞状揮毫等
	学校行事費	140,000	130,000	△ 10,000	入学式・卒業式 (入学式は、前年度の予備費を充てる)
	環境整備費	140,000	130,000	△ 10,000	緑化・修繕・図書館掲示関係
	就学援助費	5,000	5,000	0	新入学時リボン、消耗品等
教育研究費	50,000	50,000	0	参考図書、授業研究費等	
雑費	5,000	5,000	0	学区地図等(不足分は予備費より充当)	
繰出金	0	0	0		
予備費	47,036	44,465	△ 2,571	次年度準備金等	
合計	641,036	597,465	△ 43,571		

# 「芝原小学校PTA」会則

施行 1994 年 4 月 1 日

## 第1章<名称と事務所>

第1条 この会は芝原小学校PTA(「略称芝原小PTA」と称し、事務所を同校内におきます。

## 第2章<目的>

第2条 この会は、父母と教職員が互いに協力しあって子どもたちの幸福な成長をはかるとともに、家庭・学校・地域社会の教育環境の向上につとめ、あわせて会員相互の親睦を期し教養を高めることを目的とします。

## 第3章<方針と活動>

第3条 この会は教育を本旨とする自主独立の団体で、前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動します。

- 1 会員相互の学習をすすめるとともに、親睦をはかります。
- 2 子どもたちをとりまく教育環境の整備充実につとめます。
- 3 学校、地域社会および目的を同じくする機関や団体と協力します。
- 4 学校の教育活動に協力するために意見を述べることはできますが、学校の人事や管理には干渉しません。
- 5 この会は、他のいかなるものからの干渉も受けません。
- 6 会や役員の名で特定の政党や宗教を支持しません。また営利を目的とする行為も行いません。

## 第4章<会員>

第4条 この会の会員は、芝原小学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる保護者および教職員とします。

- 1 会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。
- 2 会員は会費を負担します。

## 第5章<会計>

第5条 この会の運営および活動に必要な費用は会費によってまかないます。その他の収入については特別会計とします。

- 1 会費は1家庭月額 200 円とします。ただし、事情により減免を考慮することができます。
- 2 この会の経理は総会で承認された予算に基づいて行われます。
- 3 決算は会計監査を経て総会の承認を得ます。
- 4 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。

第6条 児童により良い教育をすすめるために、必要に応じて教育振興費を徴収することができます。

- 1 教育振興費は児童1人月額 50 円とし、その経理は前条に準じて取り扱うものとします。

## 第6章<役員>

第7条 この会に次の役員をおきます。

会長 1 名(保護者)、副会長 3 名以上(保護者 2 名以上、教職員 1 名)、書記 2 名以上(保護者 2 名以上)、会計 3 名以上(保護者 2 名以上、教職員 1 名)、渉外 2 名以上(保護者 2 名以上)

第8条 前年度の末までに新年度の会長の候補者が未定の場合、前年度の会長が事務局となり公募を行い、候補者選出を行います。

会長を除く役員については、事前立候補により役員候補選出を行い、未定の役員のみ学級から候補者選出を行います。

第9条 役員任期は1年とし(翌年の総会まで)、再任を妨げないものとします。

第10条 役員は次の任務を行います。

- 1 会長は、会の代表者として会務を総括し、総会および運営委員会を招集します。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- 3 書記は、総会および運営委員会の議事、この会の活動に関する事項を記録し、会員に知らせます。
- 4 会計は、総会で決められた予算にしたがい会計を処理し、総会において会計報告をします。また、この会の財産を管理します。

## 第7章<会計監査>

第11条 この会員の会計を監査するため、会計監査(保護者 2 名)を置き、その任期は1年とします。

第12条 会計監査は、必要に応じて随時会計の監査を行うことができます。

## 第8章<顧問>

第13条 必要に応じ、顧問をおきます。

#### 第9章<総会>

第14条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを行います。

- 1 活動報告、活動計画の検討と承認
- 2 予算・決算の審議と承認
- 3 役員承認
- 4 会計監査の承認
- 5 会則の改正
- 6 その他の重要事項の審議

第15条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに開催します。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催します。

第16条 総会は全会員の3分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決めます。

第17条 総会の議長は総会出席者の過半数の信任を得て選出します(保護者1名、教職員1名)。  
ただし、役員と会計監査およびその候補者は議長になることができません。

#### 第10章<運営委員会>

第18条 運営委員会は、その会の運営と活動に責任をもつ執行機関です。その構成員は、役員、各学年委員会代表、各専門委員会代表(特別委員会委員会を含む)、地区委員会代表とします。

第19条 運営委員は、次のことを行います。

- 1 総会で決定された事項を実行します。ただし、緊急事項はその都度審議処理し、事後の総会に報告し承認を得るものとします。
- 2 各委員会で立案された活動計画、予算案と活動報告、決算案などを検討して総会に提案します。

第20条 運営委員会は、原則として1年間に6回以上開催します。

また、運営委員会が必要と認めたととき、運営委員会の3分の1以上からの要求があった場合は、臨時運営委員会を開催します。

第21条 運営委員会は委員3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定します。

#### 第11章<役員会>

第22条 役員会は、全役員で構成し、年度当初各種委員会および運営委員会の成立をはかります。また、運営委員会の議案などを準備します。

#### 第12章<委員会>

第23条 この会の活動を推進するために、学級・地区より委員を選出し、教職員とともに委員会を構成します。  
委員会は、学年委員会、専門委員会、地区委員会とします。

第24条 専門委員会は、次のとおりです。

- 1 文化広報委員会
- 2 保健厚生委員会

第25条 運営委員会が必要と認めたとときは、特別委員会を設置して活動を進めることができます。特別委員会は、その目的を達成したときに解散します。

第26条 各委員会の構成と活動については、細則で定めます。

第27条 学校長は、委員会や各種委員会等に出席し意見を述べるすることができます。

#### 第13章<付則>

第28条 この会則を改正しようとするときは、総会の1週間前に改正案を全会員に通知し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

第29条 この会の運営に必要な細則は、本会則に反しない範囲において運営委員会の審議を経て決定し、総会に報告し承認を得ます。

第30条 この会則は、1994年4月1日より施行します。

(2009年5月23日一部改正)

(2017年5月19日一部改正)

(2018年5月16日一部改正)

(2019年5月16日一部改正)



# 芝原小学校PTA細則

## <クラス役員>

- 1 学級は会員の互選で3名のクラス役員を選び、担任の教師とともにクラス委員を構成します。  
クラス委員は、懇談会などの学級活動に協力します。  
ただし、事前立候補により本部役員に決定している者が学級に在籍している場合は、互選の人数を変更できません。
- 2 学級の父母と教師は、子どもたちの学習や生活などについて話し合い、その向上をはかります。

## <学年委員会>

- 1 学年ごとに全委員と全教師で学年委員会を構成し、学年委員の中から委員代表(2名以上)を選びます。
- 2 学年委員は各学級からの意見や要望を運営委員会や専門委員会に申し入れます。また、運営委員会や専門委員会の決定事項を各学級に伝えます。なお、必要の際は各学年に応じた活動や取り組みを行い、子どもたちの教育環境の充実を図ります。
- 3 学年委員は、連絡を密にするため、他の学年委員会との連絡会をもつことができます。
- 4 学年委員会は、ベルマーク運動に関する活動を担当します。

## <文化広報委員会>

- 1 文化広報委員会は、各学年から3名以上選出された委員と担当の教職員とで構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 2 文化広報委員会は、学習文化活動およびPTA新聞の発行を担当します。

## <保健厚生委員会>

- 1 保健厚生委員会は、各学年から3名以上選出された委員と担当の教職員とで構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 2 保健厚生委員会は、健康問題(食事、保健衛生、体育、給食など)の学習をすすめるとともに、その向上につとめます。

## <地区委員会>

- 1 校区内を宮本、馬場、芝原1・2丁目、芝原3丁目、松木東、松木西・高砂の6地区に分け、通学班ごとに地区連絡員をおきます。その中から下記の地区委員を選びます。ただし、児童数の増減により地区委員の数は変更することができます。  
宮本4名、馬場2名、芝原1・2丁目2名、芝原3丁目2名、松木東3名、松木西・高砂3名
- 2 全地区委員と担当の教職員で地区委員を構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 3 地区委員は通学地域の安全を守り、地域の環境をよくするために活動し、また子どもたちが健全な校外生活をおくれるよう、話し合いや学習をすすめます。

## <対外活動>

- 1 総会ならびに運営委員会が認めた場合、対外活動に委員を派遣できます。
- 2 対外委員は、運営委員会において選出し、必要に応じて運営委員会に活動報告をするものとします。

## <サークル活動>

- 1 会員相互の研修と親睦を目的として、サークル活動を行うことができます。
- 2 サークルは10名以上で構成し、運営委員会で成立が認められます。代表者は、必要に応じて運営委員会に活動報告をします。
- 3 サークルは会員の自主的活動で運営され、活動に要する経費は自己負担とします。

## <甲斐金>

会員および児童の死亡の場合は生花をおくり弔意をあらわします。その他必要と認められる場合は状況によって会長が判断し支出等行います。

## <改正>

この細則は運営委員会で協議し、その構成員の3分の2以上の賛成があれば改正することができます。改正案は、運営委員会の1週間前に、構成員に知らせておかなければなりません。

(2015年5月21日一部改正)

(2017年5月19日一部改正)

(2018年3月8日一部改正)

(2019年1月17日一部改正)

## 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 さいたま市立芝原小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的として、定めるものとする。

### (指針)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

### (管理責任者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理責任者は、PTA会長とする。

### (取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は、本部役員、各委員会の長、その他PTA会長が許可をしたものとする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報の取扱者は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その任を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会員名簿、委員会名簿、PTA活動名簿の作成・運用
- (2) 会費集金・管理、保険事務、その他の文書の配付
- (3) PTA活動および行事参加者への諸連絡
- (4) 本部役員選考活動

### (利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、特にセキュリティ管理を適切に行うこととする。紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理を適切に行うこととする。

### (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

#### (1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### (情報開示等)

第12条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### (漏洩時等の対応)

第13条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者であるPTA会長に報告しなければならない。

### (研修)

第14条 PTAは取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施し、その記録をするものとする。

### (苦情の処理)

第15条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### (改正)

第16条 「さいたま市立芝原小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会にて改正し、総会にて承認を受けるものとする。

### 付則

本規則は、平成30年3月8日より施行する。

# PTA活動総合補償制度 ご加入のご案内

### ステップ1

同封の加入申込書(様式1)に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、3月4日(金)までにさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

### ステップ2

加入会員教等報告書(様式2)を6月1日(水)～6月6日(月)の間にさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

### ステップ3

加入会員教等報告書(様式2)の送付と同時に世帯費および児童・生徒教分の月額掛金をお振込みください。  
(振込手数料は学校PTA負担です。)

※ご注意 加入申込書(様式1)は、4月1日から補償開始の加入意思確認のため必要です。必ずお送りください。  
選出後(保険開始期)はキャンセルできません。(途中経過の清白の補償保険部分には返戻金がございます。)

契約者である団体は、加入申込書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、引受保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社にこの個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

## 事故時の請求手続き

### ステップ1

「事故の届の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

### ステップ2

保険金請求書をお送りします。必要事項を記入・捺印の上ご返送ください。

### ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

- ※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手術方法等は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)
- ※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書をご提出できる場合があります。
- ※3 ご請求内容により、PTA会費あるいは学校費のご署名・ご捺印が必要となります。

### P国かんたん請求

取扱代理店様もしくは引受保険会社へ直接「事故証明書兼被害発生通知書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うことができます。

●事故の届の連絡先

株式会社 敬愛保険  
TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329  
(通話料無料)0120-10-4571  
(月～金 午前9:00～午後5:00)

(P国かんたん請求利用の場合)  
AIG損害保険株式会社  
個人傷害カスタマーセンター  
FAX:0120-936-710  
メールアドレス: AIGJapanMFD\_FAX7@aig.co.jp  
(24時間365日対応)

■団体契約書

さいたま市PTA協議会  
TEL:048-647-4401  
(月～金 午前10:00～午後4:00)

■当制度に関するお問合せ先  
(取扱代理店・扱者)

株式会社 敬愛保険  
〒331-0068 さいたま市西区飯田新田344-1  
TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329  
(通話料無料)0120-10-4571  
(月～金 午前9:00～午後5:00)

■引受保険会社

株式会社 AIG損害保険株式会社  
埼玉支店  
さいたま市大宮区大門町3-54  
TEL:048-641-4050 FAX:048-648-1129  
(月～金 午前9:00～午後6:00)  
損害賠償センター株式会社  
各社の関係につきましては、お問い合わせ下さい。

引受保険会社の損害保険業務人は保険契約締結の代理権を有しています。 D-005685(2023-03)

## PTA活動の安心のために

PTA活動総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

## 傷害 (PTA団体傷害保険)

**児童・生徒**  
児童がPTA活動中にケガをした

**PTA会員**  
保護者会員がPTA主催の運動会でケガをした

**PTAが事前に認めたと参加者**  
PTA安全パトロール中にケガをした

被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(※1)への参加が事前にPTAより認められている方

(※1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが定章立案し主催するまたは共催する行事をPTA総会、運営委員会などPTA会則(各級のいかなる場合でも)にもとづく新設を経て決定されたものをいいます。

## 賠償 (PTA賠償責任保険)

**対人**  
来賓にケガをさせた

**対物**  
他人の財物を選した

**保管物**  
学校から借りたものを返した

**提供飲食物**  
PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等被害を受けた

**法律相談・クレーム対応費用**  
PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

**弁護士相談・弁護士紹介サービス**  
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスを、委任する弁護士の紹介を受けられます。

ご加入いただいた皆様へ  
別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(引受の範囲)が記載されていますので、必ずご確認ください。特に、貴団によって不利益の情状(保険金をお支払いできない部分)が記載されている場合は、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

# PTA活動総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

美園南中学校PTA申込プラン

補償の内容		Aプラン(保険金額)	Bプラン(保険金額)	Cプラン(保険金額)
<b>傷害・死亡の補償</b> ●PTA行事参加中の事故 ●PTA運営会や単位PTAが主催・共催する行事中に起きたケガを補償します。 ●PTA行事への往復送迎も対象となります。 ●細菌性食中毒も補償の対象となります。 ●日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	死亡保険金額 <b>197万円</b> 死亡保険金額 <b>242万円</b> 死亡保険金額 <b>317万円</b>			
	後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の <b>4%~100%</b> 入院保険金日額 <b>2,700円</b> 入院保険金日額 <b>3,500円</b> 入院保険金日額 <b>4,500円</b> (180日限度) (180日限度) (180日限度)			
	手術保険金(1事故につき1回) <b>10倍・5倍</b> 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の(入院中・入院中以外)			
	通院保険金日額 <b>1,800円</b> 通院保険金日額 <b>2,300円</b> 通院保険金日額 <b>3,000円</b> (90日限度) (90日限度) (90日限度)			
<b>制度掛金(1世帯あたり)</b>		<b>73円</b>	<b>93円</b>	<b>120円</b>

## 〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)
<b>損害賠償責任補償</b> ●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任(対人・対物補償)(往復送迎対象外) ●PTAが企画・立案した主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ●提供飲食物危険補償 ●PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に之わたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ●提供飲食物危険補償 ●PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせた。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。 PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。 PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	対人 1名 <b>300万円</b> 1事故 <b>3,000万円</b> (自己負担額 1,000円) 対物 1事故 <b>200万円</b> (自己負担額 1,000円) 保管物 1事故 <b>10万円</b> 保険期間中 <b>500万円</b> (自己負担額 5,000円)
<b>弁護士費用</b> ●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引当保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。		弁護士費用 1事故 <b>100万円</b> 保険期間中 <b>1億円</b>
<b>制度掛金(児童・生徒1人あたり)</b>		<b>7円</b>

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

## 保険期間

2022年4月1日 午後4時より  
 2023年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入申込書は3月4日(金)必着でお願いします。

※手続が遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

## 制度掛金

PTA団体傷害保険 A7万円・B7万円・93円・C7万円・120円×世帯数

PTA賠償責任保険 7円×児童・生徒数

(会費額に教職員数は含まなくても補償対象とします。)

= 制度掛金